

**筑西市小中学校英語活動サポート事業(派遣契約)
公募型プロポーザル実施要項
(令和8年度～令和10年度)**

令和7年10月

筑西市教育委員会

目次

1	目的	1
2	事業の概要	1
3	参加資格	1
4	スケジュール	2
5	実施要項等の公表	3
6	質問等の受付	3
7	参加意向申出書の提出	3
8	企画提案書等の提出	4
9	審査	4
10	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	5
11	選定後の手続	6
12	失格事項	6
13	その他の留意事項	7
14	連絡先及び照会先	7
15	その他	7

〔別添１〕

筑西市小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）プロポーザル様式

【様式第１号】 質問書

【様式第２号】 参加意向申出書

【様式第２－１号】 誓約書

【様式第３号】 辞退届

〔別添２〕

筑西市小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）仕様書

〔別添３〕

筑西市小中学校英語活動サポート事業事業者選定審査基準

1 目的

筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、小中学校における英語教育の充実及び児童生徒の国際理解を推進し、英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語指導助手（Assistant Language Teacher。以下「ALT」という。）を配置している。

この実施要項は、指導力の高いALTを適正・確実に確保し、派遣を遂行できる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を説明するものである。

2 事業の概要

- (1) 事業名 : 筑西市小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）
- (2) 実施予定時期 : 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 実施場所 : 筑西市立小学校15校、筑西市立中学校5校及び義務教育学校1校
- (4) 業務内容 : 別添2「筑西市小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）仕様書」のとおり
- (5) 提案限度額 : 207,900,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

この公募に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。また、参加資格の基準日はプロポーザル参加申込書の申請日とし、申請日以後から委託契約締結日までの間に参加資格を喪失した場合は、その参加者が申請した申込みを無効とする。

- (1) 筑西市契約規則（平成17年度市規則第42号）第3条第2項の規定による令和7年度入札参加資格登録業者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。また、プロポーザル参加申込書の申請日の時点で名簿に登録のない者が優先交渉権者となった場合は、入札参加資格申請を行い、名簿登録をすることができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる一般競争入札に参加させることができない者に該当するものでないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事項に該当する者として筑西市の入札参加制限を受けていないものであること。
- (4) 当該要項の公募開始日から委託契約締結日において、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱（平成17年市告示第13号）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 国又は他の地方公共団体から、指名停止等を受けている間でないこと。
- (6) 法人であること。
- (7) 国税及び地方税を完納していること。
- (8) 筑西市暴力団排除条例（平成 24 年市条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 一般労働者派遣事業許可を受けていること。
- (11) 令和 6 年度又は令和 7 年度に本業務と同様の事業に係る請負契約を締結し、履行した実績（履行中のものを含む。）があること。
- (12) 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる者であること。

4 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。ただし、書類の受付等は筑西市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日には行わない。

項 目		日 時
①	公募開始	令和 7 年 10 月 20 日(月)
②	実施要項等配布	令和 7 年 10 月 20 日(月)から令和 7 年 11 月 26 日(水)まで
③	質問書の提出期限	令和 7 年 10 月 27 日(月) 午後 3 時まで
④	質問書に対する回答	令和 7 年 11 月 6 日(木)予定
⑤	参加意向申出書提出期限	令和 7 年 11 月 11 日(火) 午後 3 時まで
⑥	企画提案書の提出期限	令和 7 年 11 月 21 日(金) 午後 3 時まで
⑦	一次審査（書類審査）の結果通知	令和 7 年 12 月 10 日(水)予定
⑧	二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 12 月 22 日(月)
⑨	審査結果通知	令和 8 年 1 月中旬
⑩	契約締結	令和 8 年 1 月下旬

※災害その他の理由により、やむを得ず上記日程を変更する場合がある。この場合、参加者には速やかに連絡するものとする。

5 実施要項等の公表

- (1) 実施要項等は、筑西市ホームページにて公表する。
実施要項等はホームページからダウンロードすることとし、印刷物での配布は行わない。
〔筑西市ホームページ <https://www.city.chikusei.lg.jp/>〕
- (2) 掲載期間
令和7年10月20日(月)から令和8年1月30日(金)まで

6 質問等の受付

質問は、質問書(様式第1号)の提出により受け付けするものとし、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問受付
令和7年10月20日(月)から令和7年10月27日(月)午後3時まで
- (2) 受付方法
質問書を添付のうえ、電子メールにより受け付けする。
電子メールのタイトルを「【質問書】小中学校英語活動サポート事業(企業名)」とし、電子メール送信後、「14 連絡先及び照会先」まで送信した旨を電話連絡すること。
- (3) 質問による回答
質問に対する回答は、令和7年11月6日(木)中に、筑西市ホームページへ掲載する。
- (4) 回答書に対する再質問は受け付けない。

7 参加意向申出書の提出

参加者は、本要項の定めに基づき、次に掲げる参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(様式第2号)
 - イ 誓約書 (様式第2-1号)
 - ウ 法人であることを証する書類(法人登記簿又は商業登記簿の登記事項証明書等)
 - エ 直近3年分の法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書
 - オ 市税の完納証明書
 - カ 一般労働者派遣事業許可を受けていることを証する書類(許可書の写し)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和7年11月11日(火) 午後3時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- (4) 提出場所 筑西市教育委員会 学務課

- (5) 提出方法 持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵送に限る。）
- (6) 参加辞退 参加を取りやめる場合には、辞退届（様式第3号）を上記(2)(4)(5)の方法により提出すること。

8 企画提案書等の提出

参加意向申出書の提出後、参加資格を有すると認められたときは、仕様書及び本要項の定めに基づき、次に掲げる企画提案書等を提出すること。

- (1) 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用し、左綴じとすること。A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。副本においては、事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴ等）を記載しないこと。枚数に制限はないが、両面・カラー印刷とすること。
- (2) 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- ア 企業概要 会社組織・業務実績、業務管理体制 等
- イ 企画提案 企画運営に関する基本的な考え方
- ウ 採用及び研修 A L Tの採用方法及び研修体制 等
- エ 管理体制 A L Tの労務管理体制、勤務評価基準、危機管理体制 等
- オ 総合提案 授業プラン、独自の提案 等
- カ 見積額 令和8年から令和10年までの総額及び各年度の内訳
※サービス提供に係る金額を記載し、内訳が分かる資料を添付すること。
※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

- (3) 提出部数

ア 印刷物 25部

- (ア) 正本1部 袋綴じ、社名を表紙に記載してください。
- (イ) 副本24部 社名等判断できるものは黒塗り又は削除してください。
(副本は複写可)

イ 電子媒体1部

CD-ROM等にデータ（Microsoft office 製品で作成したデータ及びPDF）を保存し、媒体1枚を提出すること。

- (4) 提出期限 令和7年11月21日（金） 午後3時まで
- (5) 提出場所 筑西市教育委員会 学務課
- (6) 提出方法 持参
- (7) 見積書について

企画提案書提出の際に、筑西市教育委員会教育長宛の見積書の正本を1部提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費及び消費税等も区別する。）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

9 審査

(1) 審査方法

一次審査及び二次審査は、筑西市小中学校英語活動サポート事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

なお、審査経緯は公表せず、審査内容及び審査結果に関する異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 選定審査

ア 一次審査（書類審査）

「8 企画提案書等の提出」により提出された書類の審査を実施し、総合的に評価を行い、上位3者について一次審査通過事業者として決定する。審査結果は、参加者に電子メールにて通知するとともに、一次審査通過事業者には二次審査について通知する。

イ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査通過事業者から提出の企画提案書等について、提出された企画提案書を基に1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

詳細については「10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施」に示す。

ウ その他

審査は「別添3 筑西市小中学校英語活動サポート事業事業者選定審査基準」に従い、提案内容について総合的に審査した上で、合計点が最も高い事業者を契約優先交渉権者として選定する。合計点が同点となった場合は、審査項目中、「総合提案」の評価点が上位の者とする。さらに評価点が同点の場合には、「価格評価」の評価点が上位の者とする。

また、参加事業者が1事業者のみの場合でも、審査の結果、基準点に満たない場合は、選定しないこともある。

なお、委員会は、非公開とする。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）審査を実施する。

(1) 実施予定日

令和7年12月22日(月)

正式な日時、場所、実施方法等については別途案内する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは次の時間配分（見込）のとおり、1事業者40分以内とする。

・準備	5分
・プレゼンテーション	15分
・ヒアリング	15分

(3) 出席者

1 事業者につき 3 名までとし、業務総括責任者となる者は必ず出席すること。

(4) 留意事項

プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、ページを示してから説明を行うこと。また、追加提案や追加資料の配布は一切求めないものとする。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン、プロジェクター等による説明は許可する。

この場合、電源、プロジェクター、スクリーン等は市が用意するが、パソコン、Wi-Fi、操作機器等は、持ち込み可能な範囲の機器として、参加者が準備すること。

(5) プロポーザルに参加するために要する費用は、参加事業者の負担とする。

(6) 派遣事業以外の別途有料オプション事業を紹介する場合は、誤解のないよう別途有料であることを提案書に必ず明記し、その旨をプレゼンテーションでも説明すること。

(7) プレゼンテーションは、個別に行い、非公開とする。

(8) 審査結果については、令和 8 年 1 月中旬に二次審査参加事業者に書面で通知する。

(9) 選定結果の公表にあたっては、筑西市のホームページにおいて、契約優先交渉権者の事業者名のみを公表し、評価点等は公表しない。

(10) 事務局は、プレゼンテーションの内容等を録音することができる。

11 選定後の手続

(1) 審査結果に基づき、契約優先交渉権者は、市と詳細な業務内容（仕様書内容等）の協議を行い、改めて見積書を提出し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約の交渉を行い、双方が合意したうえで当該業務の契約を締結することを原則とする。

(2) 契約優先交渉権者との合意に至らなかった場合には、次に評価点の高い者から順に交渉を行うものとする。

(3) 業務委託の契約締結後において、「12 失格事項」又は不正と認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

12 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして委員会が認めた場合
- (5) 提出書類に不備又は錯誤があった場合

- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかった場合
- (7) 参加意向申出書提出日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) 見積書の金額が、2の(5)に記載する提案限度額を超えた場合

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等は、審査目的のみで使用するとし、参加者に無断で目的外に使用しない。
- (4) 提出書類等は、必要な範囲において複製、記録及び保存を行う。
- (5) 本プロポーザルは、契約優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、将来の業務の委託を保証するものではない。

また、参加意向申出書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

- (6) 電子ファイルでの提出にあたり、最新のウィルスパターンによる検疫を実施すること。
- (7) 本プロポーザルは、参加者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (8) 提出書類等の内容について、問い合わせを行う場合がある。
- (9) 提出書類等は、筑西市情報公開条例（平成17年3月28日条例第15号）に基づき、公開することがある。この場合、実施要項等の定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

14 連絡先及び照会先（事務局）

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地

筑西市教育委員会

学務課 担当 係長 杉山 敬紀

主任 古谷 亜由美

電話 0296-22-0181 FAX 0296-22-0185

Mail （学務課） gakumu@city.chikusei.lg.jp

15 その他

本要項は、筑西市ホームページの掲載した日から適用し、契約優先交渉権者との契約が締結された日の翌日にその効力を失うものとする。